

先行審査プラントの記載との比較表 (V-1-10-8 設工認に係る設計の実績, 工事及び検査の計画 (原子炉格納施設))

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>設工認に必要な設計の要求事項を, V-1-10-1 「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 (以下「V-1-10-1」という。)の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・図書名称等の差異 (図書名称及び読み込み表現の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する。)
		<p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は, V-1-10-1の「3.3.2 各条文の対応に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき, 設置許可基準規則, 安全審査指針, 技術基準規則, 旧技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして, 設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「原子炉格納施設」を抽出するとともに, それらのうち号機間で共用する設備を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その抽出した結果をアウトプットとして様式-2に整理した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織に係る体制の差異 (組織に係る体制の差異については, 本事項に代表して記載し, 以下備考欄の記載を省略する) ・設備構成の差異 (柏崎刈羽は号機間共用する設備を様式-2で整理している。)
		<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は, 工認プロジェクト (品質保証チーム) が取りまとめた様式-2について, V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か, またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし, 承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は, V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成 (設計1)」に基づき, 技術基準規則をインプットとして, 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方及び技術基準規則の条文単位での適用を明確にし, 工認プロジェクト (品質保証チーム) は, その明確にした結果をアウトプットとして様式-3に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト (品質保証チーム) は, 様式-3をインプットとして, 条文と施設の関係を一覧に整理し, アウトプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>ットとして様式-4に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器に適用される技術基準規則の条項号及び条項号ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並び替えるとともに、<u>その整理した結果を</u>アウトプットとして<u>様式-5-1</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、<u>その策定した結果を</u>アウトプットとして、各条文の設計の考え方を様式-6に、要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、基本設計方針をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にし、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方及び適合性確認対象設備に必要な<u>設</u>工認書類との関連を<u>明確にし</u>、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>は、<u>その明確にした結果を</u>アウトプットとして<u>様式-5-2</u>に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者</u>は、<u>工認プロジェクト(品質保証チーム)</u>が取りまとめた、様式-3、様式-4、<u>様式-5-1</u>、<u>様式-5-2</u>、様式-6及び様式-7について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異(柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。) ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部改正に伴う、使用する用語の差異(以下「新検査制度移行に伴う表現の差異」という。) ・表現上の差異 ・資料構成の差異(柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。) ・資料構成の差異(柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。)

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項に対して、設計方針が抜けなく設定されているかの観点でレビューし、承認した。</p>	
		<p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、様式-2で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5-1、様式-5-2及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、工認プロジェクト（品質保証チーム）は、その詳細設計の結果をアウトプットとして様式-8の「工認設計結果（要目表/設計方針）」欄に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。） 表現上の差異
		<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、保安管理グループマネージャに必要な検討を依頼した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		<p>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、工認プロジェクト（品質保証チーム）が取りまとめた様式-8の「工認設計結果（要目表/設計方針）」欄について、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」で明記している施設ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要な事項について設計が行われているかの二つの観点でレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-8の横軸をV-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成（設計1）」で作成した施設ごとの基本設計方針としている。） 表現上の差異（設計2をレビュー・承認していることを明確に記載した。）
		<p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。（【 】は、設工認書類との関連）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術基準規則第4条（設計基準対象施設の地盤）、第49条（重大事故等対処施設の地盤）の適合に必要な設計をV-1- 	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし 差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 ：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>10-4「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉冷却系統施設」(以下「V-1-10-4」という。)の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第6条(津波による損傷の防止)、第51条(津波による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第7条(外部からの衝撃による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第8条(立ち入りの防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「7. 立ち入りの防止に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第10条(急傾斜地の崩壊の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「3. 急傾斜地の崩壊の防止に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条(火災による損傷の防止)、第52条(火災による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第12条(発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」として技術基準規則第8条に対する適合性を確認している。) ・差異なし ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」として技術基準規則第10条に対する適合性を確認している。) ・表現上の差異 ・差異なし

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>・技術基準規則第13条(安全避難通路等)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。</p> <p>・技術基準規則第20条(安全弁等), 第57条(安全弁等)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「15. 安全弁等の設計」で実施した。</p> <p>・<u>技術基準規則第30条(逆止め弁)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「16. 逆止め弁の設計」で実施した。</u></p> <p>・技術基準規則第48条(準用), 第78条(準用)の適合に必要な設計をV-1-10-4の「18. 電気設備の設計」で実施した。</p>	<p>・差異なし</p> <p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」として技術基準規則第20条に対する適合性を確認している。)</p> <p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」として技術基準規則第30条に対する適合性を確認している。)</p> <p>・設備構成の差異(柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」として技術基準規則第48条に対する適合性を確認している。)</p> <p>・表現上の差異</p>
		2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計	・表現上の差異
		<p><u>2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認</u></p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、原子炉格納施設の設備の設計に当たって、「<u>2.1.1 機能に係る設計条件の設定</u>」～「<u>2.1.3 兼用する機能の確認</u>」により施設・設備区分を整理し、兼用する機能を確認したうえで、原子炉格納施設の設備設計を「<u>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計</u>」で実施した。</p>	<p>・項目番号の差異(項目番号の差異については、本事項に代表して記載し、以下備考欄の記載を省略する。)</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・記載の適正化(「2.1.1」からの設計も施設・設備区分の整理及び兼用する機能の確認に含まれると考えられるため、読み込み箇所の記載が異なる。)</p>
		<u>2.1.1</u> 機能に係る設計条件の設定	・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針、設置変更許可申請書及び設備図書をインプットとして、原子炉格納施設の機能に係る詳細な設計条件を原子炉格納施設の設計条件として取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（承認プロセスの記載箇所が異なる。）
			<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（承認プロセスの記載箇所が異なるため、ここでアウトプットは記載しない。）
		<p>2.1.2 系統構成の明確化 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「系統構成の明確化」に従い、様式-2、設置変更許可申請書、基本設計方針及び原子炉格納施設の設計条件をインプットとして、原子炉格納施設で設計を行う設備について、系統構成をそれぞれ明確にし、その結果をアウトプットとして設備ごとに必要な機能単位の系統図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>2.1.3 兼用する機能の確認 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、V-1-10-1の「第5図 主要な設備の設計」の「兼用する機能の確認」に従い、様式-5-2をインプットとして、原子炉格納施設が主登録となる機器について兼用する施設・設備区分を確認したうえで、様式-2及び様式-5-1をインプットとして関連する技術基準規則の条文及び兼用する機能を確認し、その結果をアウトプットとして機器ごとに必要な設定根拠の「(概要)」部分に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。） ・設備構成の差異 ・表現上の差異
		<p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめたこれらの設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（承認プロセスの記載箇所が異なる。）
		<p>【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】【設備別記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（アウトプット

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		事項の設定根拠に関する説明書】	の記載箇所が異なる。)
		<p>2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、複数の機能を兼用する機器を含む以下の設備について、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」及び「2.2.2 各機器固有の設計」に示すとおり設計を実施した。</p> <p>① 原子炉格納容器 ② 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部 ③ 原子炉格納容器安全設備 ・格納容器スプレイヘッド ・原子炉建屋放水設備 ・格納容器下部注水系</p> <p>④ 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 ・非常用ガス処理系 ・耐圧強化ベント系 ・格納容器圧力逃がし装置 ・可燃性ガス濃度制御系</p> <p>⑤ 原子炉格納容器調気設備 ・不活性ガス系</p> <p>⑥ 圧力逃がし装置 ・格納容器圧力逃がし装置</p> <p>⑦ 汚濁防止膜 ⑧ 原子炉建屋 ⑨ 小型船舶(汚濁防止膜設置用) ⑩ 放射性物質吸着材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設備構成の差異
		<p>2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計 設備技術グループマネージャは、設工認に必要な設計を行うための仕様書を作成し、V-1-10-1の「3.6 設工認における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、設備技術グル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>一</u> <u>プ</u> <u>マ</u> <u>ネ</u> <u>ー</u> <u>ジ</u> <u>ャ</u> <u>が</u> <u>行</u> <u>っ</u> <u>た</u> 調達の中で供給者に対し、兼用を含む<u>原子炉格納施設の機器</u>の仕様等に関する設計の実施を要求した。</p> <p><u>工</u> <u>認</u> <u>プ</u> <u>ロ</u> <u>ジ</u> <u>ェ</u> <u>ク</u> <u>ト</u> (<u>原</u> <u>子</u> <u>炉</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>チ</u> <u>ー</u> <u>ム</u>) <u>又</u> <u>は</u> <u>供</u> <u>給</u> <u>者</u> <u>は</u>, V-1-10-1 の「<u>第5図</u> 主要な設備の設計」の「機器の仕様等に関する設計」に従い, 「<u>2.1.2</u> <u>系</u> <u>統</u> <u>構</u> <u>成</u>」の明確化」で取りまとめた「機能単位の系統図」, 「<u>2.1.3</u> <u>兼</u> <u>用</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>機</u> <u>能</u> <u>の</u> <u>確</u> <u>認</u>」で取りまとめた「<u>設定根拠の「(概要)」部分</u>」, <u>原</u> <u>子</u> <u>炉</u> <u>格</u> <u>納</u> <u>施</u> <u>設</u> <u>の</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>条</u> <u>件</u>, <u>設</u> <u>備</u> <u>図</u> <u>書</u> <u>等</u> <u>を</u> <u>イ</u> <u>ン</u> <u>プ</u> <u>ット</u> <u>と</u> <u>し</u> <u>て</u>, <u>原</u> <u>子</u> <u>炉</u> <u>格</u> <u>納</u> <u>施</u> <u>設</u> <u>が</u> <u>主</u> <u>登</u> <u>録</u> <u>と</u> <u>な</u> <u>る</u> <u>機</u> <u>器</u> <u>に</u> <u>つ</u> <u>い</u> <u>て</u> <u>兼</u> <u>用</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>機</u> <u>能</u> <u>ご</u> <u>と</u> <u>の</u> <u>使</u> <u>用</u> <u>条</u> <u>件</u> <u>を</u> <u>集</u> <u>約</u> <u>し</u> <u>た</u> <u>う</u> <u>え</u> <u>で</u>, <u>仕</u> <u>様</u> <u>等</u> <u>に</u> <u>関</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>を</u> <u>実</u> <u>施</u> <u>し</u>, <u>設</u> <u>定</u> <u>根</u> <u>拠</u> <u>に</u> <u>取</u> <u>り</u> <u>ま</u> <u>と</u> <u>め</u> <u>た</u>. <u>そ</u> <u>の</u> <u>結</u> <u>果</u> <u>を</u> <u>も</u> <u>と</u> <u>に</u>, <u>機</u> <u>器</u> <u>が</u> <u>設</u> <u>定</u> <u>根</u> <u>拠</u> <u>を</u> <u>満</u> <u>た</u> <u>す</u> <u>機</u> <u>能</u> <u>を</u> <u>有</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>こ</u> <u>と</u> <u>を</u> <u>確</u> <u>認</u> <u>し</u>, <u>ア</u> <u>ウ</u> <u>ツ</u> <u>プ</u> <u>ット</u> <u>と</u> <u>し</u> <u>て</u> <u>機</u> <u>器</u> <u>ご</u> <u>と</u> <u>に</u> <u>必</u> <u>要</u> <u>な</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>仕</u> <u>様</u>, <u>設</u> <u>定</u> <u>根</u> <u>拠</u>, <u>配</u> <u>置</u> <u>図</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>構</u> <u>造</u> <u>図</u> <u>に</u> <u>取</u> <u>り</u> <u>ま</u> <u>と</u> <u>め</u> <u>た</u>.</p> <p>供給者は, <u>工</u> <u>認</u> <u>プ</u> <u>ロ</u> <u>ジ</u> <u>ェ</u> <u>ク</u> <u>ト</u> (<u>原</u> <u>子</u> <u>炉</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>チ</u> <u>ー</u> <u>ム</u>) <u>に</u> <u>よ</u> <u>り</u> <u>基</u> <u>本</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>方</u> <u>針</u> <u>を</u> <u>満</u> <u>た</u> <u>す</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>と</u> <u>な</u> <u>っ</u> <u>て</u> <u>い</u> <u>る</u> <u>こ</u> <u>の</u> <u>確</u> <u>認</u> <u>を</u> <u>受</u> <u>け</u>, <u>ア</u> <u>ウ</u> <u>ツ</u> <u>プ</u> <u>ット</u> <u>と</u> <u>し</u> <u>て</u> <u>業</u> <u>務</u> <u>報</u> <u>告</u> <u>書</u> <u>を</u> <u>作</u> <u>成</u> <u>し</u>, <u>当</u> <u>社</u> <u>に</u> <u>提</u> <u>出</u> <u>し</u> <u>た</u>.</p> <p><u>設</u> <u>備</u> <u>技</u> <u>術</u> <u>グ</u> <u>ル</u> <u>ー</u> <u>プ</u> <u>マ</u> <u>ネ</u> <u>ー</u> <u>ジ</u> <u>ャ</u> <u>は</u>, <u>工</u> <u>認</u> <u>プ</u> <u>ロ</u> <u>ジ</u> <u>ェ</u> <u>ク</u> <u>ト</u> (<u>原</u> <u>子</u> <u>炉</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>チ</u> <u>ー</u> <u>ム</u>) <u>の</u> <u>確</u> <u>認</u> <u>を</u> <u>受</u> <u>け</u> <u>て</u> <u>供</u> <u>給</u> <u>者</u> <u>が</u> <u>提</u> <u>出</u> <u>し</u> <u>た</u> <u>業</u> <u>務</u> <u>報</u> <u>告</u> <u>書</u> <u>を</u> <u>承</u> <u>認</u> <u>し</u> <u>た</u>.</p> <p><u>工</u> <u>認</u> <u>プ</u> <u>ロ</u> <u>ジ</u> <u>ェ</u> <u>ク</u> <u>ト</u> (<u>原</u> <u>子</u> <u>炉</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>チ</u> <u>ー</u> <u>ム</u>) <u>は</u>, <u>基</u> <u>本</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>方</u> <u>針</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>業</u> <u>務</u> <u>報</u> <u>告</u> <u>書</u> <u>を</u> <u>イ</u> <u>ン</u> <u>プ</u> <u>ット</u> <u>と</u> <u>し</u> <u>て</u>, <u>機</u> <u>能</u> <u>を</u> <u>兼</u> <u>用</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>機</u> <u>器</u> <u>を</u> <u>含</u> <u>む</u> <u>設</u> <u>備</u> <u>の</u> <u>仕</u> <u>様</u> <u>等</u> <u>を</u> <u>決</u> <u>定</u> <u>す</u> <u>る</u> <u>た</u> <u>め</u> <u>の</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>が</u> <u>基</u> <u>本</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>方</u> <u>針</u> <u>の</u> <u>要</u> <u>求</u> <u>を</u> <u>満</u> <u>た</u> <u>し</u> <u>て</u> <u>い</u> <u>る</u> <u>こ</u> <u>と</u> <u>を</u> <u>確</u> <u>認</u> <u>し</u>, <u>そ</u> <u>の</u> <u>結</u> <u>果</u> <u>を</u> <u>ア</u> <u>ウ</u> <u>ツ</u> <u>プ</u> <u>ット</u> <u>と</u> <u>し</u> <u>て</u> <u>設</u> <u>計</u> <u>資</u> <u>料</u> <u>に</u> <u>取</u> <u>り</u> <u>ま</u> <u>と</u> <u>め</u> <u>た</u>.</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・表現上の差異 ・表現上の差異 ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 (承認プロセスの記載箇所が異なる。)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>・表現上の差異（承認プロセスの記載箇所が異なる。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、原子炉格納施設で兼用する設備に係る設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・表現上の差異</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【機器の配置を明示した図面】【構造図】</p>	<p>・差異なし</p>
		<p>2.2.2 各機器固有の設計 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、固有の設計が必要な機器の設計を以下に示すとおり実施した。</u></p>	<p>・記載方針の差異</p>
		<p>(1) 設備共通の設計 a. 耐震評価 <u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、原子炉格納施設が主登録となる機器の耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・差異なし</p>
		<p>b. 強度評価 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、原子炉格納施設が主登録となる機器の強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 ：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>c. 圧力低減設備<u>その他の安全設備</u>のポンプの有効吸込水頭に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に係る評価の実施を要求した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・表現上の差異（調達の管理は本項目の全体に係るため、ここに記載した。）
		<p>(a) 基本方針の設定</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に係る設計についての基本方針を定めた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>(b) 評価方針の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（調達の管理に関する記載箇所が異なる。）
		<p>イ. サプレッションプールを水源とするポンプ</p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>からの要求を受けて、<u>基本設計方針</u>、<u>既工認</u>及び「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について（内規）」（以下「内規」という。）が適用可能であることを確認したうえで、これらの資料をインプットとして、<u>圧力低減設備その他の安全設備</u>のサプレッションプールを水源とするポンプの有効吸込水頭に係る評価方針を定めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異
		<p>ロ. サプレッションプールを水源としないポンプ</p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>からの要求を受けて、<u>基本設計方針</u>をインプットとして、<u>圧力低減設備その他の安全設備</u>のサプレッションプールを水源としないポンプの有効吸込水頭に係る評価方針を定めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>(c) 評価対象ポンプの選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		イ. サプレッションプールを水源とするポンプ 供給者は、 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて 、設置変更許可申請書及び評価方針をインプットとして、サプレッションプールを水源とする評価対象ポンプを選定した。	
		ロ. サプレッションプールを水源としないポンプ 供給者は、 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて 、設置変更許可申請書及び評価方針をインプットとして、サプレッションプールを水源としない評価対象ポンプを選定した。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		(d) 評価方法の設定 イ. サプレッションプールを水源とするポンプ 供給者は、 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて 、評価方針、評価対象ポンプ、設置変更許可時の設計資料、設備図書、既工認、内規及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、サプレッションプールを水源とするポンプの評価方法を定めた。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」としてサプレッションプールを水源としないポンプは、兼用する「原子炉冷却系統施設」の評価条件に包絡されるため、評価対象はない。）
		(e) 評価の実施 イ. サプレッションプールを水源とするポンプ 供給者は、 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて 、評価方法、設置変更許可時の設計資料、既工認、設備図書、内規及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、評価対象ポンプのうち、サプレッションプールを水源とするポンプが評価方針を満たしていることを確認し、圧力低減設備 その他の安全設備 のポンプの有効吸込水頭に係る評価結果に取りまとめた。	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・インプットの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、「原子炉格納施設」としてサプレッションプールを水源としないポンプは、兼用する「原子炉冷却系統施設」の評価条件に包絡されるため、評価対象はない。）
		<p>(f) 評価内容の確認</p> <p>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により基本設計方針を満たす評価内容となっていることの確認を受け、アウトプットとして圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する設計資料にまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び業務報告書をインプットとして、圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に係る設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 表現上の差異 インプットの差異 表現上の差異 表現上の差異
		【圧力低減設備 その他の安全設備 のポンプの有効吸込水頭に関する説明書】	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異
		<p>(2) その他各設備固有の設計</p> <p>a. 非常用ガス処理系</p> <p>(a) 非常用ガス処理系への電源供給に関する設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異 記載箇所の差異（非常用ガス処理系への電源供給に関する

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>工認プロジェクト（電源設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、非常用ガス処理系への電源供給に関する設計を、V-1-10-9「設工認に係る設計の実績、工事及び検査の計画 非常用電源設備」（以下「V-1-10-9」という。）の「2.1 非常用発電装置」で実施した。</p>	<p>設計は「出力決定に関する説明書」に取りまとめられるため、「非常用電源設備」内の記載に包含される。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載箇所の差異（非常用ガス処理系への電源供給に関する設計は「出力決定に関する説明書」に取りまとめられるため、「非常用電源設備」内の記載に包含される。） ・記載箇所の差異（非常用ガス処理系への電源供給に関する設計は「出力決定に関する説明書」に取りまとめられるため、「非常用電源設備」内の記載に包含される。）
		<p>b. 格納容器圧力逃がし装置 (a) 排出経路に設置される隔離弁の電動弁への電源供給に関する設計</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、排出経路に設置される隔離弁の電動弁の電源について、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電により中央制御室から操作が可能な設計とする詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設的设计条件に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、詳細設計方針及びV-1-10-9の「2.1 非常用発電装置」において工認プロジェクト（電源設備チーム）が設計した結果をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設的设计条件に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異 ・表現上の差異 ・資料構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p><u>c. 耐圧強化ベント系</u> <u>(a) 耐圧強化ベント系隔離弁への電源供給に関する設計</u> <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、耐圧強化ベント系隔離弁の電源について、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、詳細設計方針及びV-1-10-9の「2.1 非常用発電装置」において工認プロジェクト（電源設備チーム）が設計した結果をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異 ・設備構成の差異
		<p>【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p><u>d. 可搬型窒素供給装置</u> <u>(a) 可搬型窒素供給装置への電源供給に関する設計</u> <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、可搬型窒素供給装置の電源について、可搬型窒素供給装置用電源設備からの給電が可能な設計とする詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料及び原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、詳細設計方針</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>及びV-1-10-9の「2.1 非常用発電装置」において工認プロジェクト（電源設備チーム）が設計した結果をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料及び原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>
		<p><u>【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】</u></p>	<p>・設備構成の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>2.3 機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統図に関する取りまとめ</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、主登録となる施設の「系統構成の明確化」で取りまとめた機能単位の系統図、様式-2、様式-5-1及び様式-5-2をインプットとして、機能を兼用する機器を含む原子炉格納施設の系統構成及び兼用する施設・設備区分を明確にし、原子炉格納施設の系統図に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・資料構成の差異（柏崎刈羽は、様式-5を様式-5-1、様式-5-2として作成している。） ・表現上の差異
		<p>【原子炉格納施設に係る系統図】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
<p>3. 原子炉格納施設的设计</p> <p>3.1 原子炉格納容器に係る設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（「3.1」において、より細分化して記載する特別な設計がないため、柱 		

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			書として特記しない。)
<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、既工認及び設備図書をインプットとして、設計基準事故時における最高使用温度、最高使用圧力を確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納容器の設計基準事故時における設計条件として取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、基本設計方針及び設置変更許可時の解析結果をインプットとして、重大事故等時の最高温度、最高圧力を設計条件として設定し、アウトプットとして原子炉格納容器の重大事故等時における設計条件として取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、基本設計方針及び「重要構造物安全評価（原子炉格納容器信頼性実証事業）に関する総括報告書」が適用可能であることを確認したうえで、これらの資料をインプットとして、重大事故等時の最高温度及び最高圧力を上回る評価温度及び評価圧力を設定し、重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能評価に用いる条件として取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・表現上の差異 ・記載方針の差異（原子炉格納容器は兼用設備であるため、仕様に係る設計は「2.」にて記載している。） ・表現上の差異（柏崎刈羽は、200℃及び2Pdを評価温度及び評価圧力として設定し、これを限界温度及び限界圧力と呼称している。） ・差異なし
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（原子炉格納容器は兼用設備であるため、仕様に係る設計は「2.」にて記載している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（原子炉格納容器は兼用設備であるため、仕様に係る設計は「2.」にて記載している。）
			<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（原子炉格納容器は兼用設備であるため、耐震評価は「2.」にて記載している。）
			<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（原子炉格納容器は兼用設備であるため、強度評価は「2.」にて記載している。）
		<p>3.2 原子炉格納容器隔離弁に係る設計</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、原子炉格納容器隔離弁に関する詳細な設計条件を、原子炉格納施設の設計条件として取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、原子炉格納施設の設計条件及び設備図書をインプットとして、原子炉格納容器隔離弁に係る設計が原子炉格納施設の設計条件を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし 表現上の差異 差異なし
		【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異（「3.2」の設計完了としてアウトプットを記載する。）
		<p>3.3 重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能評価</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「3.1 原子炉格納容器に係る設計」で取りまとめた評価条件を用いて原子</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異（「3.1」で評価条件として取りまとめた記載とのつながりを明記した。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能について、以下に示すとおり評価を実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能に係る評価の実施を要求した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（供給者に対する要求は本項目の全体に係るため、ここに記載した。）
		<p><u>3.3.1 評価方針の設定</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針、設備図書並びに「3.1 原子炉格納容器に係る設計」で定めた重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能評価に用いる評価温度及び評価圧力をインプットとして、その環境下における原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能を評価するための評価方針を定めた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>3.3.2 評価対象部位及び評価対象部位における機能喪失要因の抽出</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、調達のうち解析について、V-1-10-4 の「1. 設計に係る解析業務の管理」に従い、解析業務の調達管理を実施した。</u></p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、評価方針、設備図書、重大事故等時における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能評価に用いる評価温度及び評価圧力並びに供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、放射性物質の閉じ込め機能を評価するための考え方を取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（調達の管理は前段にて記載） ・差異なし ・表現上の差異（供給者に対する要求は前段にて記載） ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>供給者は、その考え方をインプットとして、評価対象機器の抽出を行うとともに、評価対象機器ごとに放射性物質の閉じ込め機能の喪失要因を抽出した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>3.3.3 評価方法の設定 供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」, 「自社研等での試験結果」等が適用可能であることを確認したうえで、これらの資料の評価基準、抽出結果、既工認及び設備図書をインプットとして、評価手法を「設計・建設規格等に準拠した評価」、「設計・建設規格の準用等による評価」及び「既往研究又は解析結果等を活用した評価」の3手法に分類し、評価手法ごとに評価対象機器と適用する評価方法を定めて表にまとめた。また、その評価方法をインプットとして評価対象機器ごとに具体的な評価方法を定めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>3.3.4 評価の実施 供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、「3.3.3 評価方法の設定」で定めた具体的な評価方法、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、評価対象機器ごとに構造健全性評価又は機能維持評価を行うことにより、原子炉格納容器本体、開口部及び貫通部の放射性物質の閉じ込め機能について評価を行い、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により評価方針を満たしていることの確認を受け、アウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料にまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。


玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び業務報告書をインプットとして、評価温度及び評価圧力における原子炉格納容器の放射性物質の閉じ込め機能が損なわれないことを確認するとともに、重大事故等時に原子炉格納容器の限界圧力、限界温度を超えない設計であることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・差異なし
		<p>【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>3.4 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備の設計</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、様式-2で抽出した水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な可燃性ガス濃度制御系、耐圧強化ベント系及び格納容器圧力逃がし装置の設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異
		<p>3.4.1 可燃性ガス濃度制御系に関する設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、可燃性ガス濃度制御系のシステムを構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、可燃性ガス濃度制御系の配置及び構造に係る設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>要求を受けて、基本設計方針、原子炉格納施設の設計条件、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、機器の配置及び構造に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図及び構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p>	<p>は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置及び構造が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、系統図及び構造図に取りまとめた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針、設置変更許可申請書をインプットとして、可燃性ガス濃度制御系の設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料及び原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、原子炉格納容器内の水素ガス及び酸素ガスを処理するために必要な可燃性</u></p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>ガス濃度制御系の設計のうち、健全性に係る「悪影響防止等」,「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<p>制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p>(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p>b. 強度評価 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】【原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面】【原子炉格納施設に係る系統図】【構造図】</p>	<p>・設備構成の差異（柏崎刈羽は、新設する可燃性ガス濃度制御系について、設計を行っている。）</p>
		<p>3.4.2 耐圧強化ベント系による水素及び酸素排出に関する設計 (1) 設備仕様に係る設計 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、耐圧強化ベント系の系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。 工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、耐圧強化ベント系の配置に係る設計の実施を要求した。 供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、設備図書、設置変更許可申請書及び供給者が</p>	<p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。）</p> <p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。）</p> <p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>所有する適用可能な図書をインプットとして、機器の配置に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、配置図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、系統図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、耐圧強化ベント系の設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料及び原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。） 設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。） 設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。） 設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<p>大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。)</p>
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、耐圧強化ベント系の設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。)</p>
		<p>(2) <u>各機器固有の設計</u> a. <u>耐震評価</u> <u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。)</p>
		<p>b. <u>強度評価</u> <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。)</p>
		<p><u>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】【原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面】【原子炉格納施設に係る系統図】【構造図】</u></p>	<p>・設計方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉格納容器内に滞留する水素ガス及び酸素ガスを大気へ排出するための設備として耐圧強化ベント系を使用する。)</p>
		<p>3.4.3 格納容器圧力逃がし装置による水素及び酸素排出に関する設計 (1) <u>設備仕様に係る設計</u> <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、格納容器圧力逃がし装置の系統を構成する機器の仕様に関する設計を実施し、基本設計方針を満たす設計となっていることを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様に取りまとめた。</u></p>	<p>・表現上の差異 ・記載方針の差異（格納容器圧力逃がし装置を構成する機器の仕様に係る設計を記載）</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、基本設計方針をインプットとして、格納容器圧力逃がし装置の設計を実施し、<u>その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）</u>は、<u>格納容器圧力逃がし装置の設計のうち、健全性に係る「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」</u>で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（格納容器圧力逃がし装置を構成する機器の仕様に係る設計を記載）
		<p><u>(2) 各機器固有の設計</u> <u>a. 耐震評価</u> <u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）</u>は、<u>耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」</u>で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（格納容器圧力逃がし装置を構成する機器の仕様に係る設計を記載）
		<p><u>【基本設計方針機器】【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。）
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。） ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。）
			<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異（柏崎刈羽は、可搬型窒素供給装置を兼用するため、仕様に係る設計は「2.」に含んでいる。）
		<p><u>3.5</u> 原子炉建屋等の損傷を防止するための水素濃度低減設備の設計</p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、様式-2で抽出した水素爆発による原子炉建屋等の破損を防止するための<u>水素濃度低減設備である</u>静的触媒式水素再結合器の設計を以下に示すとおり実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 設備構成の差異
		<p><u>3.5.1</u> 設備仕様に係る設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異（柏崎刈羽は、「3.5」は静的触媒式水素再結合器の設計のみであるため、タイトルは不要とした。）
		<p><u>(1)</u> 静的触媒式水素再結合器の性能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異（本項目のうち一部の設計について調達を行うため、全体に係るここで調達の管理を記載しない。） 表現上の差異（本項目のうち一部の設計について調達を行うため、全体に係るここで調

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			達の管理を記載しない。)
		<p>a. 性能評価式</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、性能評価式の性能に関する検証結果を確認する詳細設計方針を定めた。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、詳細設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、静的触媒式水素再結合器が詳細設計方針で定めた性能評価式を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) インプットの差異 表現上の差異(取りまとめは次段で記載)
		<p>b. 環境条件への配慮</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、耐環境性能に関する検証結果を確認する詳細設計方針を定めた。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、詳細設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、静的触媒式水素再結合器の耐環境性能が、詳細設計方針で定めた耐環境性能を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、これらの結果をインプットとして、採用する静的触媒式水素再結合器の型式を基に、アウトプットとして設備仕様、設定根拠及び構造図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本段落について調達を行っていない。) インプットの差異 表現上の差異(取りまとめは次段で記載) 設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本段落について調達を行っていない。) インプットの差異 表現上の差異(アウトプットとなる説明書の名称を記載) 表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、水素濃度低減設備である静的触媒式水素再結合器の構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、水素濃度低減設備である静的触媒式水素再結合器の構造に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の構造が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、ここまでの段落について調達を行っていない。） 設計プロセスの差異（一部の構造図について調達にて作成している。） 設計プロセスの差異（一部の構造図について調達にて作成している。） 設計プロセスの差異（一部の構造図について調達にて作成している。） 設計プロセスの差異（一部の構造図について調達にて作成している。）
		<p><u>(2) 静的触媒式水素再結合器の基数及び配置</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、水素濃度低減設備である静的触媒式水素再結合器の基数及び配置に係る設計の実施を要求した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（調達の読み込み元が異なる） 表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、基本設計方針、設置変更許可申請書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、静的触媒式水素再結合器の基数及び配置に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図に取りまとめ、その結果を業務報告書として当社に提出した。</p> <p>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p> <p>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして配置図に取りまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計で調達にて設計するものは配置図のみである。） ・インプットの差異（上記パラグラフと比較） ・表現上の差異（業務報告書の提出は上記パラグラフに含んで記載） ・表現上の差異 ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計で調達にて設計するものは配置図のみである。） ・表現上の差異（健全性に係る設計は後段で記載）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針、設備図書、設置変更許可時の設計資料及び配置図をインプットとして、原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合器の仕様を決定するための設計が基本設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料にとりまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合器の設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インプットの差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記） ・表現上の差異（承認プロセスは後段で記載） ・表現上の差異（記載箇所が異なる。）
		<p><u>(3) 静的触媒式水素再結合器の性能確認方法</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合器の性能確認方法に関する詳細設計方針を定めた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、詳細設計方</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>針, 設置変更許可時の設計資料</u>をインプットとして、<u>静的触媒式水素再結合器の性能を確認するための検査項目及び検査方法を定め, その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の</u>水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は, 詳細設計方針, 設置変更許可時の設計資料, 取りまとめた検査項目及び検査方法をインプットとして, 検査が可能な設計となっていることを確認し, その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の</u>水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p> <p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は, これらの設計した結果をインプットとして, 性能確認方法を策定し, その性能確認方法が基本設計方針を満たしていることを確認したうえで, その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の</u>水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</p>	<p>羽は, 本設計について調達を行っていない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (アウトプットとなる説明書の名称を記載) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は, 本設計について調達を行っていない。) ・表現上の差異 (アウトプットとなる説明書の名称を記載) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は, 本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は, 本設計について調達を行っていない。) ・設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は, 本設計について調達を行っていない。) ・表現上の差異 (承認プロセスを分けて記載)
		<p><u>設備技術グループマネージャは, 工認プロジェクト (原子炉設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし, 承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 (静的触媒式水素再結合器の設計の完了となるため, ここで承認プロセスを記載)
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異 (柏崎刈羽は, 計測制御系統施設の様式-1で記載している。)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。） ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。）
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。）
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。）
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、計測制御系統施設の様式-1で記載している。）
		<p>3.5.2 各機器固有の設計</p> <p>(1) 耐震評価</p> <p>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
			<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			・設備構成の差異
		【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】【 原子炉格納施設に係る 機器の配置を明示した図面】【構造図】	・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>3.6 真空破壊装置の設計</u></p> <p><u>(1) 設備仕様に係る設計</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、真空破壊装置の機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、真空破壊装置の配置に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、機器の配置に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、配置図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の構造を確認し、その結果をアウトプットとして、構造図に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。） 記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。） 記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。） 記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。） 記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。） 記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>設備技術グループマネージャは、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p> <p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、真空破壊装置の設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。)
		<p>(2) <u>各機器固有の設計</u></p> <p>a. <u>耐震評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。)
		<p>b. <u>強度評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。)
		<p><u>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面】【構造図】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、真空破壊装置の設備仕様に係る設計の実績を記載する。)
			<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉建屋原子炉区域は兼用設備のため、「2.」に含めている。) ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉建屋原子炉区域は兼用設備のため、「2.」に含めている。)

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉建屋原子炉区域は兼用設備のため、「2.」に含めている。）
			<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異（柏崎刈羽は、原子炉建屋原子炉区域は兼用設備のため、「2.」に含めている。）
			<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異（柏崎刈羽は、機能を兼用する機器を含まない原子炉格納施設の系統図はない。）
			<ul style="list-style-type: none"> 設備構成の差異（柏崎刈羽は、機能を兼用する機器を含まない原子炉格納施設の系統図はない。）
		4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.1 放射性物質濃度低減設備の単一故障に係る設備 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u> は、放射性物質濃度低減設備の単一故障に係る設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」の「11.1 多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」で実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 差異なし
		4.2 非常用ガス処理系の設計 4.2.1 設備仕様に係る設計 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u> は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、非常用ガス処理系の系統を構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計のうち自社によるものがある。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>た。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、非常用ガス処理系の機器の配置及び構造に係る設計の実施を要求した。</u></p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>からの要求を受けて、<u>基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、機器の配置及び構造に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図及び構造図に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置及び構造が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、配置図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の配置、系統構成及び構造を確認し、その結果をアウトプットとして、配置図、系統図及び構造図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、調達管理について前段で記載している。） 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、「2.2.1」の調達と併せて、本設計についても供給者へ要求している。） インプットの差異 表現上の差異 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、一部の配置図及び構造図を調達にて作成している。） 表現上の差異 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、一部の配置図及び構造図を調達にて作成している。） 表現上の差異 設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計のうち自社によるものがある。） 設計プロセスの差異（柏崎刈

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、非常用ガス処理系の設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<p>羽は、本設計のうち自社によるものがある。）</p>
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異（承認プロセスの記載箇所が異なる。）
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）</u>は、非常用ガス処理系の設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異
		<p>4.2.2 各機器固有の設計 (1) 耐震評価 <u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）</u>は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>(2) 強度評価 <u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）</u>は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、非常用ガス処理系として技術基準規則第55条に対する適合性を確認している。）
		<p>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】<u>【原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書】</u>【<u>原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面</u>】<u>【原子炉格納施設に係る系統図】</u>【<u>構造図</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>4.3 ブローアウトパネル<u>関連設備</u>の設計 4.3.1 設備仕様に係る設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異（柏崎刈羽は、本項目にてブローアウトパネル閉止装置及び主蒸気トンネル室ブローアウトパネルの設計について記載する。） ・設計プロセスの差異（（柏崎刈羽は、「2.2.1」の調達と併せて、本設計についても供給者へ要求している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 ：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、「<u>2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計</u>」で<u>設備技術グループマネージャ</u>が行った調達の中で、<u>供給者</u>に対し、<u>ブローアウトパネル関連設備</u>の設計の実施を要求した。</p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、<u>ブローアウトパネル関連設備</u>の設計を実施し、<u>工認プロジェクト(共通パートチーム及び原子炉設備チーム)</u>により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、<u>アウトプット</u>として<u>安全設備及び重大事故等対処設備</u>が使用される条件の下における<u>健全性に関する設計資料</u>に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</p> <p><u>設備技術グループマネージャ</u>は、<u>工認プロジェクト(共通パートチーム及び原子炉設備チーム)</u>の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム及び原子炉設備チーム)</u>は、業務報告書をインプットとして、<u>ブローアウトパネル関連設備</u>の設計が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、<u>設備仕様及び安全設備及び重大事故等対処設備</u>が使用される条件の下における<u>健全性に関する設計資料</u>に取りまとめた。</p> <p><u>建築技術グループマネージャ</u>は、<u>設工認に必要な設計を行うための仕様書</u>を作成し、<u>V-1-10-1の「3.6 設工認における調達管理の方法」</u>に基づく調達管理を実施した。</p> <p><u>建築技術グループマネージャ</u>は、<u>調達のうち解析について、V-1-10-4の「1. 設計に係る解析業務の管理」</u>に従い、<u>解析業務の調達管理</u>を実施した。</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)</u>は、<u>建築技術グループマネージャ</u>が行った調達の中で供給者に対し、<u>ブローアウトパネル関連設備</u>の設計の実施を要求した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異（(柏崎刈羽は、「2.2.1」の調達と併せて、本設計についても供給者へ要求している。） ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・表現上の差異 ・表現上の差異 ・資料構成の差異 ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計のうち解析を伴う調達を実施している。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計のうち解析を伴う調達を実施している。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計のうち解析を伴う調達を実施している。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>供給者は、工認プロジェクト(原子炉設備チーム)からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、ブローアウトパネル関連設備の設計を実施し、工認プロジェクト(共通パートチーム)により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計資料に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>建築技術グループマネージャは、工認プロジェクト(共通パートチーム)の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、業務報告書をインプットとして、ブローアウトパネル関連設備の設計が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、基本設計方針をインプットとして、ブローアウトパネル閉止装置の電源について、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする詳細設計方針を定め、その結果をアウトプットとして安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、詳細設計方針及びV-1-10-9の「2.1 非常用発電装置」において工認プロジェクト(電源設備チーム)が設計した結果をインプットとして、詳細設計方針を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計のうち解析を伴う調達を実施している。) 設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計のうち解析を伴う調達を実施している。) 設計プロセスの差異(柏崎刈羽は、本設計のうち解析を伴う調達を実施している。) 表現上の差異(次の段落のインプットに表現を合わせ、「詳細設計方針」とした。) 表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

本資料のうち、枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト(共通パートチーム)が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、ブローアウトパネル関連設備の設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11.健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし ・設備構成の差異(柏崎刈羽は、ブローアウトパネル閉止装置の設備仕様に係る設計についても記載しているため、健全性に係る設計の記載がある。)
		<p>4.3.2 各機器固有の設計</p> <p>(1) 耐震評価</p> <p><u>工認プロジェクト(耐震チーム及び原子炉設備チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4.地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・差異なし
		<p>【基本設計方針機器】【安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>4.4 コリウムシールドの設計</p> <p>4.4.1 設備仕様に係る設計</p> <p><u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で、供給者に対し、コリウムシールドの設計の実施を要求した。</u></p> <p>供給者は、<u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、コリウムシールドの設計を実施し、工認プロジェクト(原子炉設備チーム)により機器が基本設計方針を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異((柏崎刈羽は、「2.2.1」の調達と併せて、本設計についても供給者へ要求している。) ・設計プロセスの差異((柏崎刈羽は、「2.2.1」の調達と併せて、本設計についても供給者へ要求している。) ・インプットの差異 ・表現上の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書、基本設計方針、設備図書及び設置変更許可時の設計資料をインプットとして、コリウムシールドの設備設計を実施し、その結果をアウトプットとして設備仕様、原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現上の差異 ・インプットの差異 ・資料構成の差異 ・表現上の差異（アウトプットの明記、承認プロセスの記載箇所が異なる） ・表現上の差異（承認プロセスの記載箇所が異なる）
		<p><u>工認プロジェクト（共通パートチーム）は、コリウムシールドの設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11.健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、コリウムシールドの設備仕様に係る設計についても記載しているため、健全性に係る設計の記載がある。）
		<p><u>4.4.2 各機器固有の設計</u></p> <p><u>(1) 耐震評価</u></p> <p><u>工認プロジェクト（耐震チーム及び原子炉設備チーム）は、耐震評価をV-1-10-4の「4.地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、コリウムシールドの設備仕様に係る設計についても記載しているため、健全性に係る設計の記載がある。）
		<p>【基本設計方針機器】【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の差異
		<p>4.5 原子炉格納容器の配管貫通部及び電気配線貫通部の設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構成の差異 ・記載方針の差異（柏崎刈羽は、本項目の記載に設備仕様に係る設計を含まない。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。） ・設計プロセスの差異（柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。)
		<p><u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、基本設計方針をインプットとして、配管貫通部及び電気配線貫通部の設計を実施し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) 設計プロセスの差異 (柏崎刈羽は、本設計について調達を行っていない。) インプットの差異 資料構成の差異 表現上の差異
		<p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト (原子炉設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現上の差異 (承認プロセスの記載箇所が異なる)
			<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異 (柏崎刈羽は、本項目の記載に設備仕様に係る設計を含まない。)
			<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の差異 (柏崎刈羽は、本項目の記載に設備仕様に係る設計を含まない。)
		<p><u>【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 資料構成の差異
		<p><u>4.6 代替循環冷却系の設計</u> <u>4.6.1 設備仕様に係る設計</u> <u>工認プロジェクト (原子炉設備チーム) は、基本設計方針及び設備図書をインプットとして、代替循環冷却系の系統を</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 設計プロセスの差異 (兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載)

青字 : 柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色 : 前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>構成する機器の仕様に関する設計を設定根拠にまとめ、設備が設定根拠を満たす機能を有することを確認し、その結果をアウトプットとして、設備仕様及び設定根拠に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、「2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計」で設備技術グループマネージャが行った調達の中で供給者に対し、代替循環冷却系の配置の設計の実施を要求した。</u></p> <p><u>供給者は、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）からの要求を受けて、基本設計方針及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、機器の配置に係る設計を実施し、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）により基本設計方針の要求を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして配置図取りまとめ、それを業務報告書として当社に提出した。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子炉設備チーム）の確認を受けて供給者が提出した業務報告書を承認した。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、業務報告書をインプットとして、機器の配置が、基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして配置図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、設備図書をインプットとして、機器の系統構成を確認し、その結果をアウトプットとして、系統図に取りまとめた。</u></p> <p><u>工認プロジェクト（原子炉設備チーム）は、基本設計方針をインプットとして、代替循環冷却系の設計を実施し、その結果をアウトプットとして原子炉格納施設の設計条件に関する設計資料に取りまとめた。</u></p> <p><u>設備技術グループマネージャは、工認プロジェクト（原子</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載） ・設計プロセスの差異（兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載）

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p><u>炉設備チーム) が取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</u></p>	<p>備を除く代替循環冷却系の設計を記載)</p>
		<p><u>工認プロジェクト(共通パートチーム)は、代替循環冷却系の設計のうち、健全性に係る「多重性又は多様性及び独立性並びに位置的分散」、「悪影響防止等」及び「操作性及び試験・検査性」の設計をV-1-10-4の「11. 健全性に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設計プロセスの差異(兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載)</p>
		<p><u>4.6.2 各機器固有の設計</u> <u>(1) 耐震評価</u> <u>工認プロジェクト(耐震チーム及び原子炉設備チーム)は、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。</u></p>	<p>・設計プロセスの差異(兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載)</p>
		<p><u>(2) 強度評価</u> <u>工認プロジェクト(原子炉設備チーム)は、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」で実施した。</u></p>	<p>・設計プロセスの差異(兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載)</p>
		<p><u>【要目表】【設備別記載事項の設定根拠に関する説明書】【原子炉格納施設の設計条件に関する説明書】【原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面】【原子炉格納施設に係る系統図】</u></p>	<p>・設計プロセスの差異(兼用設備を除く代替循環冷却系の設計を記載)</p>
		<p><u>工認プロジェクト品質保証チーム管理者は、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及びV-1-10-1</u></p>	<p>・表現上の差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について、これがV-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で与えられた要求事項を満たしていることの検証を、原設計者以外の者に実施させ、承認した。</p>	
		<p>工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び品質保証チーム)は、V-1-10-1 の「3.3.3(4) 設工認申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計2) 並びに工事の方法を設工認として整理することにより、設工認申請書案を作成した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは、V-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」に基づき、工認プロジェクト(原子炉設備チーム及び品質保証チーム)が作成した設工認申請書案について、本社及び発電所の関係箇所のチェックを受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異
		<p>工認プロジェクトのプロジェクトマネージャは、V-1-10-1 の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1 の「3.3.3(4)e. 設工認申請書案のチェック」が終了した設工認申請書案について、V-1-10-1 の「3.3.3(5) 設工認申請書の承認」に基づき、原子力発電保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。原子力発電保安運営委員会での審議、確認が終了した後、原子力発電保安委員会に付議し、審議及び確認を得た。</p> <p>また、原子力発電保安委員会の審議及び確認を得た設工認申請書案について、原子力設備管理部長の承認を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・会議体及び手続きの差異
		<p>工事を主管する箇所の長は、V-1-10-1 の「3.4.1 設工認に基づく設備の具体的な設計の実施(設計3)」に基づき、設工認を実現するための具体的な設計を実施し、レビューし、承認するとともに、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・表現上の差異(設計3をレビュー・承認することを明確に記載した。)
		<p>工事を主管する箇所の長は、V-1-10-1 の「3.4.2 設備の具体的な設計に基づく工事の実施」に基づき、設工認の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度移行に伴う表現の

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>となる設備の工事を実施する。</p> <p>工事を主管する<u>箇所の長</u>は、<u>設工認</u>申請時点で継続中の工事及び<u>使用前事業者</u>検査の計画検討時に追加工事が必要となった場合、V-1-10-1の「3.6 <u>設工認</u>における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p> <p>調達に当たっては、V-1-10-1の「3.6.3(1) <u>仕様書</u>の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「<u>仕様書</u>」へ明記し、供給者との情報伝達を確実に行う。</p> <p><u>工事</u>を主管する<u>箇所の長</u>は、V-1-10-1の「3.5.2 <u>使用前事業者</u>検査の計画」に基づき、<u>設工認</u>の<u>適合性確認</u>対象設備が、<u>認可された設工認に記載された仕様及びプロセスのとおりであること</u>、技術基準規則に適合していることを確認するための<u>使用前事業者</u>検査を計画する。</p> <p><u>工事</u>を主管する<u>箇所の長</u>は、<u>使用前事業者</u>検査の計画に当たって、V-1-10-1の「3.5.2(1) <u>使用前事業者</u>検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。</p> <p>検査の取りまとめを主管する<u>箇所の長</u>は、<u>使用前事業者</u>検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.5.3 検査計画の管理」に基づき管理する。</p> <p>検査を担当する<u>箇所の長</u>は、V-1-10-1の「3.5.2(1) <u>使用前事業者</u>検査の方法の決定」で計画した<u>使用前事業者</u>検査を実施するため、V-1-10-1の「3.5.5(4) <u>使用前事業者</u>検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、<u>品質管理担当の審査を経て、検査実施責任者がこれを承認し、該当する主任技術者が確認する</u>。</p>	<p>差異</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事工程の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・プロセスの差異（柏崎刈羽は、本段階ではレビュー、承認を行わない。） ・新検査制度移行に伴う表現の差異 ・新検査制度移行に伴う表現の差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所

玄海原子力発電所3号機	東海第二発電所	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	備考
		<p>・「<u>検査目的</u>」, 「<u>検査対象範囲</u>」, 「<u>検査項目</u>」, 「<u>検査方法</u>」, 「<u>判定基準</u>」, 「<u>検査体制</u>」, 「<u>検査工程</u>」, 「<u>不適合管理</u>」, 「<u>検査手順</u>」, 「<u>検査用計器</u>」, 「<u>検査助勢を請負企業等へ依頼する場合は当該企業の管理に関する事項</u>」, 「<u>検査の記録の管理に関する事項</u>」及び「<u>検査成績書(様式)</u>」</p> <p>工事を主管する<u>箇所の長</u>又は検査を<u>担当する箇所の長</u>は、V-1-10-1の「3.7.2 識別管理及び<u>トレーサビリティ</u>」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を<u>担当する箇所の長</u>は、V-1-10-1の「3.5.5(3) <u>使用前事業者</u>検査の体制」に基づき、<u>使用前事業者</u>検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1の「3.5.5 <u>使用前事業者</u>検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で<u>使用前事業者</u>検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p> <p>報告を受けた検査実施責任者は、<u>検査プロセス</u>が検査要領書に基づき適切に実施されたこと、及び検査結果が判定基準に適合していることを確認し、<u>主任技術者の確認を得た後</u>、検査を<u>担当する箇所の長</u>に<u>検査完了の報告を行う</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 検査要領書で明確にする項目の差異 新検査制度移行に伴う表現の差異 新検査制度移行に伴う表現の差異 新検査制度移行に伴う表現の差異 検査プロセスの差異

青字：柏崎刈羽原子力発電所7号機との差異
 黄色：前回提出時からの変更箇所